

令和8年2月1日から受付開始します(土・日曜日、祝日は除く)

令和8年度 愛媛県市町交通災害共済加入申込書

令和8年度愛媛県市町交通災害共済に加入します。なお、加入に関わる審査等のため、町職員が加入者及び加入者の世帯状況について、業務上必要な範囲内で住民基本台帳を確認することに同意します。

申込窓口

役場1階町民課コミュニティ係、各地区集会所及び公民館(裏面参照)

※出張受付時間は裏面をよくお読みください。

午前、午後各1時間のみ(午前:9時~10時、午後:13時~14時)

住 所	松前町大字	電話番号	
-----	-------	------	--

番号	氏 名	生年月日	掛 金	備 考
ふりがな			大人 中学生以下	
1		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	700円 300円	
ふりがな			大人 中学生以下	
2		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	700円 300円	
ふりがな			大人 中学生以下	
3		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	700円 300円	
ふりがな			大人 中学生以下	
4		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	700円 300円	
ふりがな			大人 中学生以下	
5		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	700円 300円	
ふりがな			大人 中学生以下	
6		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	700円 300円	
ふりがな			大人 中学生以下	
7		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	700円 300円	
		掛 金 額 計		

加入資格

◎松前町に居住し、住民基本台帳に登録されている人。

(ただし、大学生などで町外に住所を移している人でも扶養者(父または母)が加入していれば、加入できます。備考欄に町外に住所を移している理由を記入してください。例:R8.4.1~大学1年生等)

◎共済開始日(令和8年4月1日)より以前に町外へ住所を移そうとする人は加入できません。

共済掛金

一般 700円 中学生以下 300円

(中学生以下とは平成23年4月2日以降に生まれた人)

◎お釣のないようにお願いします。

共済期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

取扱者

仮 領 収 証

一金

円也

上記金額を令和8年度愛媛県市町交通災害共済加入金として領収しました。

共済期間 自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

令和 年 月 日

※加入者証が届くまで仮領収証を保管してください。

※加入者証は世帯主宛に送付します。

※5月下旬頃に加入者証をはがきで送付します。

取扱者

令和8年度 愛媛県市町交通災害共済加入受付日程

総合受付	受付場所 役場1階 町民課コミュニティ係 受付時間 8時30分～17時15分 受付期間 令和8年2月1日～令和9年3月30日(土・日曜日、祝日は除く)					
	月	日	曜日	受付時間		受付場所
出張受付				<u>9時～10時</u>	<u>13時～14時</u>	
	2月	26	木	大溝	鶴吉	各地区の集会所及び公民館
		27	金	上高柳	出作	
		28	土			
	3月	1	日			
		2	月	恵久美	北川原	
		3	火	塩屋	大間	
		4	水	西古泉	筒井	
		5	木	南黒田	昌農内	
		6	金	宗意原	北黒田	
		7	土			
		8	日			
		9	月	新立	西高柳	
		10	火	本村	神崎	
		11	水	横田	徳丸	
		12	木	永田	中川原	
		13	金	東古泉	—	

[加入受付について]

- * 受付場所は、役場1階町民課コミュニティ係と出張受付をする各地区の集会所及び公民館です。
- * 令和8年4月1日から共済期間を開始する場合は、令和8年3月31日までに申込みが必要です。
途中加入する人は、掛金を納めた翌日から共済期間開始となります。
- * 御家族が申込書を提出できない場合は、代理人による提出でも申込みできます。

[加入者証の送付について]

- * 加入者証は、5月下旬頃に世帯主宛てで郵送しますので、1年間大切に保管してください。

[問合せ先]

- * 松前町役場町民課コミュニティ係 Tel 985-4228(直通)